

「贈与の注意点」

一般に贈与と言うと

当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を示し、相手方が受諾することによって成立する契約のことです。

つまり、あげると言う意思表示と

もらうと言う意思表示の双方が必要です。

その意思表示を明確にする為、書面で贈与契約書を作成することが必要となる訳です。これを怠ると贈与自体が効力を失い、最終的にはあげた方の相続財産として相続税が課税される事態となります。

よくあるケースとしては

資産家の親が子に、将来の相続税に備えるため定期預金100万円を子名義で開設し、生前における資産の移行を図った。その際子には定期預金開設の事実を伝えてはいたが、口座印は親が管理し、子の自由にはさせていなかった。

* 贈与契約書は作成していない。

このようなケースの場合、

引続き親が財産を管理している。

贈与契約書等双方の意思確認の証拠がない。

以上により、親が亡くなるまで定期預金として存続していた場合は、相続財産として相続税が課税されることとなります。

* 数少ない贈与となるケースは、親の健在中に子が定期預金を取り崩して使う場合です。

相続税の税務調査でもこのような財産がないかをかなり入念に調べられますので、きちんと手続を踏んで贈与することが肝要です。その他贈与の特典（相続時精算課税制度等）を用いる場合は、税の専門家にご相談下さい。